

## 岩手県立大学教育用端末機器仕様書

### 4 その他

|    |   |
|----|---|
| 1  | 「1.1 ソフトウェア」のインストール及び設定に当たっては「1 省スペース型パソコン」で提示した機器にインストールの上、別途大学から指示する設定を行い納入すること。<br>なお、「別途大学から指示する設定」については、暫定としてWindows10(H28年度版)用の導入設定指示書を提示するので、企画室までお越しの上、必ず閲覧すること。なお、落札者に対しては、改めてWindows10(H29年度版)用の導入設定指示書を提示する。 |
| 2  | 納入する機器の納入から検取までの一切を納入業者が責任を持って行うこと。また、このための費用も納入業者が負担すること。なお、全ての機器は滝沢キャンパス内の大学が別途指示する場所に納入すること。   |
| 3  | 納入する機器の納入に当たっては、事前に作業スケジュールを作成し大学の承認を得ること。また、作業完了後はその報告を行うこと。   |
| 4  | 納入する機器の梱包材等は一部を除き大学の指示に従い撤去し、納入業者が責任を持って適正に処分するとともに、梱包材処分に係る費用についても納入業者において負担すること。<br>ただし、省スペース型パソコン(2台)と21.5型ワイドディスプレイ(2台)については、ソフトウェアのインストール及び設定後に、再梱包状態で納品すること。  |
| 5  | 納入する機器のユーザ登録等については、納入業者が行うこと。また、付属品、保証書については大学の指示に基づき納入すること。  |
| 6  | 納入する機器は、納入業者において機器のシリアル番号、MACアドレス、ホスト名を台帳として整備し、その台帳を大学に納入すること。   |
| 7  | リカバリメディアを添付すること。(同機種を複数台購入する場合は、1部のみ添付すること。)  |
| 8  | 納入後1年間のオンサイト修理を行うこと。  |
| 9  | 納入する機器に大学が指示する管理番号シールを作成し貼付すること。  |
| 10 | 平日8:30から17:15までの間、障害の発生等を受け付ける窓口を準備すること。  |
| 11 | 障害発生時の連絡の翌日までには障害への具体的対応ができる体制を整えること。   |
| 12 | 本体製造メーカーから提供されているデバイスドライバは全てインストールすること。   |